

令和7年度事業計画書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

公益財団法人 東京タクシーセンター

目 次

令和7年度 事業計画書	1
I 公益目的事業（事業番号 公1）	
タクシー業務適正化事業、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する 試験事務及びタクシー運転者の登録事務	
[1] タクシー業務適正化事業	2
一 指導業務	2
二 研修業務	6
三 苦情及び調査業務	9
四 乗り場施設業務	11
五 総務業務	12
六 企画広報業務	14
負担金の額及び徴収方法	16
[2] 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務	17
[3] タクシー運転者の登録事務	18
II 収益事業（事業番号 収1）	
施設賃貸事業	
[1] 施設賃貸事業	20
業務処理体制	21
収支予算総合表	22

公益財団法人 東京タクシーセンター

令和7年度 事業計画書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、国内の人流増加に加え、訪日外国人旅行者が昨年1年間で過去最多の3,600万人を突破すると、羽田空港ではタクシーの1日平均稼働台数が令和6年7月に4,000台を超える稼働となった。また、運転者証交付数についてはコロナ禍前である令和元年度の58,257人と比較して約9割まで回復した。こうした中、タクシーセンターでは、新たにタクシー運転者になろうとする者に対する「新規講習」及び「オンライン新規講習」において受入人数の拡大等の側面支援を図ったほか、利用者利便の向上を図る対応として、引き続き羽田空港第5優良タクシー乗り場の複数台同時乗車等による、乗車効率向上対策を効果的に推進した。

令和7年度の新たな事業としては羽田空港や東京駅等、主要なタクシー乗り場におけるタクシーの供給力確保方策としてタクシー事業者及び運転者にIT機器を活用した情報提供を図るとともに、訪日外国人旅客対応のため羽田空港第5優良タクシー乗り場の標識にタッチパネルを導入し、タクシー利用者に効果的な情報を発信する等、利用者利便の向上に努める。また、9月に開催が予定されている東京2025世界陸上競技選手権大会をはじめとする大規模イベント開催時のタクシー輸送力の確保について関係機関と協議を進め、イベント会場に隣接するタクシー乗り場の秩序維持に努める。

新規講習並びにオンライン新規講習では、今後さらなる受講者数の増加が見込まれることから、円滑に講習が実施できるよう受講環境を整えるとともに、タクシー運転者としての資質向上や知識の習得に加え交通安全意識を高める等、講習内容の充実を図る。また、訪日外国人旅客に対するスキルの向上を目的とした外国人旅客接客研修（英語）では、申し込み状況により受講機会の拡大を図るほか、自主UD研修では、ジャパntaxiの乗降時の間違えやすい点等について、タクシー運転者一人一人が演習を行うことで車いす利用者等への理解を深めタクシーサービスの向上を図る。

「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」では、特定技能制度において新たに在留資格を得てタクシー運転者になろうとする外国人受験者等、英文での試験を希望する者に対し適正に実施する。その他、研修業務や登録事務における手数料等の収受については、キャッシュレス化を進め来所者の利便向上と業務の効率化を図る。

以上、定款に則り、公益目的事業である「タクシー業務適正化事業、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務及びタクシー運転者の登録事務」について、公益財団法人の責務を全うするべく、以下のとおり事業を推進する。

I 公益目的事業（事業番号 公1）

タクシー業務適正化事業、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務及びタクシー運転者の登録事務

[1] タクシー業務適正化事業

一 指導業務

（タクシー業務適正化特別措置法第34条第1項第1号）

街頭指導会議の審議結果に基づき、運送の引受けの拒絶等、利用者利便を阻害する違法行為の防止及び是正するための街頭指導等を強力に推進し、タクシー乗り場の適正な管理運営、各種講習会の実施、タクシー評価制度の運用等により、タクシー運転者の資質向上及び利用者利便の確保を図る。

また、東京駅等主要なタクシー乗り場へのタクシー供給力確保対策として情報提供システムの導入や、羽田空港第5優良タクシー乗り場においては、利用者利便の確保及び乗り場の秩序維持のため、乗り場誘導員を継続し、トランクサービスの補助等を含む乗車案内を行うことで乗車効率の向上に努める。

東京2025世界陸上競技選手権大会等の大規模イベント開催時において、関係機関と協議の上、イベント会場に隣接するタクシー乗り場の円滑な運用に努め、利用者利便の確保及び秩序維持を図る。

1 指導業務

指導業務については街頭指導会議の審議結果に基づき効果的な配置を行い、繁華街を重点とした運送の引受けの拒絶等の違法行為の防止、是正指導を実施する。また、特に銀座・新橋地区等で常習的に不適正な営業を繰り返す事業者やタクシー運転者に対して、是正指導の強化を図るとともに、関東運輸局東京運輸支局と連携した是正指導を行う。

新たに採用した指導員に対しては、指導業務に必要な関係法令の知識を習得させるとともに、街頭での指導に対処できる技術を身に付けることを目的とした研修を実施し、実務能力の向上を図る。また、指導員としての心構えや職務中における交通事故防止対策等について、随時実地指導を行い指導体制の充実を図る。

2 評価実績の申請

令和7年度タクシー評価制度の評価項目の新設及び見直しに伴いオフコンプログラムを改修するとともに、評価申請の手続きを簡素化し、申請事業者の負担軽減及び事務処理の効率化を図る。

3 センター指導協力員制度の運用

センター指導協力員を銀座・新橋地区、六本木地区等のタクシー乗り場周辺における交通問題箇所計画的に配置し、タクシー営業の適正化に努めるとともに、同指導協力員制度の円滑な運用を推進するためセンター指導協力員報告会を開催する。

4 街頭指導会議の運営

タクシー業務適正化特別措置法（以下「タクシー法」という。）及び道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶やその他違法行為の防止及び是正を図る街頭指導等を強力に推進するため街頭指導会議を年3回開催する。街頭指導会議では、各地区の状況や不適正営業が多発する銀座・新橋地区等の状況を的確に把握して指導計画を策定するとともに、計画に沿って重点的に街頭指導を実施する。

5 タクシー乗り場管理運営委員会の運営

利用者利便の向上と客待ちタクシーに起因する交通渋滞及び環境問題の改善、優良タクシー乗り場及び羽田空港タクシー乗り場等の適正な管理運営について、適時、委員会を開催する。

6 タクシー乗り場等の適正な運営

タクシー乗り場の適正な運営により、利用者利便の確保及びタクシーに起因する交通渋滞及び環境問題の改善を図る。

(1) 羽田空港タクシー乗り場の運営

タクシー乗り場における運送の引受けの拒絶等の違法行為の発生に備え指導員のパトロールによる機動的な即時対応によりタクシー乗り場の秩序維持及び利用者利便の確保に努める。

羽田空港第5優良タクシー乗り場では、タクシー乗り場の拡幅や乗り場誘導員の配置を継続し、乗車案内及び客列整理、ドア・トランクサービス補助を行い、利用者利便の確保及び乗車効率の向上に努める。

第1・第2ターミナルの各タクシー乗り場においては、ショットガンシステム導入後の新たな運用方法を適切に実施するとともに車両ナンバー読み取りシステムを導入し、業務の効率化、タクシー乗り場の秩序維持に努める。

なお、羽田空港第1・第3・第4タクシー待機所に設置している定点カメラの運用については、タクシー運転者に向けて情報配信を行い、利用者利便及び乗り場の配車効率の向上を図る。

(2) 東京駅タクシー乗り場の運営

東京駅八重洲口前優良タクシー乗り場では、5台同時乗車の本格実施に伴い、適切に運用を行い乗り場運営の円滑化を図る。

また、東京駅丸の内南口前優良タクシー乗り場には、タクシー供給力確保対策として新たに情報提供システムを導入し、東京駅八重洲口前優良タクシー乗り場に設置している定点カメラの運用と併せてタクシー利用者やタクシー運転者に向けて情報配信を行い、利用者利便及び乗り場の配車効率の向上を図る。

(3) 優良タクシー乗り場の運営

優良タクシー乗り場（品川駅西口前は休止）への入構ルールを徹底するとともに、不正入構車両に対する是正指導等を行い適正な運用に努める。

(4) 銀座乗車禁止地区タクシー乗り場の運営

銀座乗車禁止地区への入構条件となっている「銀座タクシー乗り場リーフレット」の活用を促進し、タクシー乗り場の適正な運用を図る。

(5) EV・HVタクシー乗り場運営

新丸ビル前EV・HVタクシー乗り場については環境問題に貢献できるタクシー乗り場として適切な運用を図る。

(6) 緊急輸送への協力

羽田空港における異常気象や事故等の発生に伴う遅延便対応や主要ターミナル駅等における緊急事態への対応については、関係機関の要請に基づき、定点カメラによる現場状況等を含めた最新情報を無線基地局、タクシー事業者へ適時、情報発信を行うとともに、タクシー乗り場等での円滑な緊急輸送に協力し利用者利便の確保を図る。

(7) 大規模イベント開催時における利用者利便の確保

東京 2025 世界陸上競技選手権大会、第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、両国国技館における大相撲開催時においては、イベント会場に隣接するタクシー乗り場の円滑な運用に努め、利用者利便の確保及び秩序維持を図る。

(8) 環境美化運動の実施

平成 20 年 9 月から実施している環境美化運動については、事業者団体と連携し、ゴミやタバコの吸殻等が散見されるタクシー乗り場及びタクシー待機所、タクシー調整待機所において清掃活動を実施し、乗り場の環境美化に努めるとともにタクシー運転者のマナー向上を図る。

(9) タクシー調整待機所の運営

青山公園、芝公園及び台東体育館前の各タクシー調整待機所の適切な使用方法を周知するとともに、各調整待機所の適正な管理運営に努める。

7 広報啓発活動の実施

全国交通安全運動期間を含め、交通安全・事故防止等輸送の安全確保に向けた注意喚起を図るため、新橋駅銀座口周辺等において、所轄警察署及び事業者団体と連携し、合同で交通事故防止に関する広報啓発活動を実施する。

8 駅前再開発工事に伴うタクシー乗り場の運営

新宿駅西口地下前優良（JR口及び京王口）・西口地上前タクシー乗り場、渋谷駅西口前優良タクシー乗り場については、駅再開発に伴い乗り場の休止・一時移設等が生じることから、周知を図り適正な運用に努める。

9 講習会等の実施

各地区の違法行為の発生状況、タクシー利用者から寄せられる苦情等の具体的な問題点とその改善策等について、視聴覚教材を活用した講習を行い街頭営業の正常化及びタクシーサービスの向上を図る。

(1) 管理者講習会の実施

法人タクシー事業者の実務を担当する管理者及び個人タクシー事業者団体の指導責任者等を対象とした講習会を実施するほか、法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者団体からの要請に応じて管理者講習会を実施する。

(2) タクシー運転者を対象とする巡回講習会の実施

タクシー運転者の資質向上を図るための教育施策として巡回講習会を実施する。

(3) タクシー運転者の指導・教育の促進

タクシー運転者の指導・教育に活用できる視聴覚教材として、各地区の実態、違法行為発生状況、タクシー利用者からの苦情・要望の傾向、意識等を取りまとめたDVD映像を制作し、貸出方式により効果的かつ合理的にタクシー運転者の指導・教育の促進を図る。

10 タクシー評価制度等の運用

タクシー評価制度及び運転者の証明制度の厳正な運用により、タクシー事業の健全な発展及びタクシーサービスの改善を推進する。

(1) タクシー評価結果の公表

令和6年度の「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価」結果において、対象項目に係る情報の厳正な取扱いを徹底し、タクシー評価制度の着実な運用に努める。

(2) 運転者の証明制度

タクシーの適正営業の推進及び利用者利便の増進に資することを目的に、個人情報の保護に配慮しつつ厳正な事務処理を行う。

11 「小さな親切」運動本部への推薦

タクシー運転者の善行に対する利用者等からの感謝事例については、積極的に「小さな親切」運動本部へ推薦し、タクシー運転者の善行を称える。

12 街頭指導状況の情報提供

最新の街頭指導状況の傾向等について、センターのWebサイトより有益な情報を発信し、不適正営業行為等の防止を図る。

二 研修業務

(タクシー業務適正化特別措置法第34条第1項第2号)

研修業務については、関東運輸局長の認定を受けて実施している新たにタクシー運転者になろうとする者に対する「新規講習」及び「オンライン新規講習」について適切に実施するとともに、今後さらなる受講者数の増加が見込まれることから、円滑に講習が実施できるよう研修の受講環境を整える。

特別研修については、訪日外国人旅客に対して接遇できるタクシー運転者の更なる育成を推進するとともに、外国人旅客接遇英語検定を実施して、研修の成果と旅客接遇の一層の向上を図る。また、外国人旅客接遇研修の成果向上を目的として作成している「英語おもてなし講座DVD」については、今までどおり頒布する。

自主UD研修については、高齢者や障がい者を含めたすべての方がタクシーを快適に利用できるようタクシー運転者一人一人が演習を実演して、車いす利用者等への適正な対応や介助方法についての理解を深めるとともに、他の研修や講習についてもタクシー運転者としての知識向上を図れるよう適切に実施する。

なお、講習、研修受講料及び各種教材頒布において、現金のみの収受のためキャッシュレス端末を導入する。

1 研修教材の充実

都内交通案内地図については、最新の地図情報を収集して内容の充実を図るとともに、QRコードからジャパントクシーの乗降手順で「つまづきやすいポイント」を動画で確認できるようにする等利用度を高める。

また、研修教材として配布している研修教本、地理教本、幹線道路・交差点図（都心エリア図）等については、内容を分かりやすく解説し、研修効果の充実を図る。

2 研修の実施

次の研修・講習を行うこととする。

- ① 新規講習及びオンライン新規講習（3日）
- ② 命令講習（3日）
- ③ 自主研修（1日・2日）
- ④ 自主UD研修（1日・2日）
- ⑤ 命令研修（2日）
- ⑥ 適正化研修（1日）
- ⑦ 特別研修 外国人旅客接遇研修（半日）英語
- ⑧ 自主UD盲導犬研修（1日）【年5回/4月、6月、10月、12月、2月】

3 研修の充実

(1) 新規講習

新たにタクシー運転者になろうとする者を対象に、法令、安全、接遇及び地理について講習を実施し、タクシー運転者としての資質の向上ならびに交通安全意識の高揚を図るとともに、タクシー営業に必要な最新主要施設の情報を講習内容に反映させ知識の習得を図る。また、デジタル教材（電子地図）を活用し地理知識の習得を図るとともに、地理知識の理解度を確保するための効果測定を実施し、修了基準を満たさなかった者については、補講を受講させる等適切な措置を講じる。

(2) 自主研修

事業者が受講を必要と認めたタクシー運転者を対象として、法令や接遇（UD研修）等について講習を実施し、タクシー営業に必要な知識の習得を図る。

また、自主UD研修において車いすの取扱い及びジャパntaxiの乗降時の間違えやすい点について、タクシー運転者一人一人が演習を行うことで車いす利用者等への適正な対応や介助方法について理解を深め、誰でも安全・安心して利用できるタクシーサービスの向上を図る。

(3) 外国人旅客接遇研修（英語）

外国人旅客への接遇向上を図るために行う研修の申し込みが増加していることから「中級」、「上級」を合わせて60回計画する。それぞれの申し込み状況に応じて実施回数を調整し、訪日外国人旅客に対するスキルの向上を目的に、受講機会の拡大を図る。

4 外国人旅客接遇英語検定の実施

外国人旅客接遇英語研修の成果を検証することを目的に20回実施を計画し、申し込み状況に応じて実施回数は調整する。

なお、検定合格者にはECD（ENGLISH CERTIFIED DRIVER）認定章を交付するとともに、ホームページ等で周知する。

5 外国人旅客接遇研修修了者の表示

外国人旅客接遇研修修了者には入構表示板及び外国人旅客接遇研修修了者である旨の車内表示ステッカーを交付し、おもてなし専用レーンの適正な入構に努める。

6 研修生に対するアンケート調査

研修内容等に関するアンケート調査を実施し、研修内容のより一層の充実化を図る。

7 研修受講者計画人数

令和7年度の研修受講者計画人数については、令和6年度の研修実績から受講者数の増加傾向を踏まえ10,000人と策定した。

研修実績及び令和7年度計画人数

区分 年度	新規講習	命令講習	自主研修						命令研修	適正化研修	外国人旅客 接遇研修	合計
			1日		2日		接 遇 研 修 新 人 特 別	英 語 U D				
			一般	UD	一般	UD						
令和元年度	5,092	1	2,007	1,748	900	82	—	—	6	312	1,606	11,754
令和2年度	3,430	0	952	973	151	0	—	—	6	165	572	6,249
令和3年度	3,077	0	1,273	1,052	70	8	—	—	4	196	445	6,125
令和4年度	3,781	0	1,622	1,105	10	15	87	72	2	131	645	7,470
令和5年度	7,374	0	1,476	755	3	0	0	14	3	134	1,626	11,385
令和6年度 見込人数	8,726	1	1,416	564	20	10	0	0	3	168	2,136	13,044
令和7年度 計画人数	10,000	1	1,680	520	10	10	0	0	3	340	2,400	14,964

※外国人旅客接遇研修の人数は認定外国人旅客接遇研修受講者を含まない

8 キャッシュレス決済の導入

講習、研修受講料及び各種教材頒布において、現金のみの収受となっているが、キャッシュレス端末を導入し来所者の利便向上と業務の効率化を図る。

三 苦情及び調査業務

(タクシー業務適正化特別措置法第 34 条第 1 項第 3 号)

タクシー利用者からの苦情・要望等については事実関係を調査し、違法行為や不適正な営業に対する是正指導を行い、違法行為の防止及びタクシーサービスの改善に努める。

また、タクシー事業を取り巻く環境の変化に伴い、多様化する苦情・要望等の申告については、電話やWebサイトで申告された苦情申告データを活用し、申告者情報の収集等、管理業務の効率化を図るとともに、苦情・要望等から収集した適正営業に資する有益な情報については、センターホームページを活用しタクシー事業者及びタクシー運転者へ提供・共有し、適正営業の向上を図る

1 苦情受付

電話による苦情等については、申告内容の正確な聞き取りと、懇切丁寧な対応に努めるとともに、Webサイトによる苦情等については、申告内容を的確に把握するように努める。

また、申告された苦情データを活用し、申告者とタクシー事業者との連動情報、申告履歴の管理等、調査業務全般のツールとして活用を図る。

2 苦情調査業務

苦情申告の調査については、事業者、運転者に申告内容を通知し、事実関係を調査、確認したうえで是正指導を行うとともに、各部と情報の共有を行い、事業者及び関係団体に向けた研修・講習等に活用し、違法行為の防止及びタクシーサービスの改善を図る。

なお、匿名事案については、事業者へ注意を促すとともに、信ぴょう性の高い事案については、適切な改善を求める。

3 指導調査業務

指導員が街頭において実施した指導事案については、その内容を事業者及び関係団体に通知するとともに、その事実を調査・検証し、事業者等において再発防止に向けたタクシー運転者への適切な指導を求める。

また、各部と情報の共有を行い、事業者及び関係団体に向けた研修・講習会等に活用し、違法行為の防止を図る。

4 事実関係調査

事実関係調査については、知り得た個人情報に関し、情報の紛失・改ざん及び漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置を実施する。

また、個人情報を取扱う職員に対し、個人情報保護の重要性についての教育を実施し徹底を図る。

5 違法行為報告事案

苦情事案及び指導事案のうち特に悪質と判断された事案については、逐次、違法行為審査会を開催し、違法行為報告事案と決定した場合は関東運輸局長及び理事会へ報告し、厳格な対応を図る。

6 要望

タクシーに起因する交通問題及びマナー違反等に関する要望については、事業者及び関係団体へ連絡するとともに、センターの広報媒体により広く注意喚起し改善を図る。

7 支援サービス

タクシー利用者から寄せられるタクシー車内の遺失物に関する相談については、警察への届出、タクシー無線局を案内する等の情報提供により、タクシー利用者への支援に努める。

四 乗り場施設業務

(タクシー業務適正化特別措置法第34条第1項第4号)

タクシー乗り場の設置及び維持管理に努め利用者利便の向上を図る。また、駅前広場の再開発等に伴うタクシー乗り場の変更については当該事業の協議会に参画し、タクシー利用者が利用しやすいタクシー乗り場になるよう設置に向けて協議する。

また、羽田空港や東京駅等、主要なタクシー乗り場については、タクシーの供給力確保方策としてIT機器の設置を行うとともに情報の活用を図る。

1 羽田空港第5優良タクシー乗り場に多言語タッチパネル標識の導入

羽田空港各タクシー乗り場では、デジタルサイネージを設置してインバウンド対応を行っているが、今後、国際線が増便する計画があり、外国人旅客の増加対応が求められることから、羽田空港第5優良タクシー乗り場の標識にタッチパネルを導入し、タクシー利用者に効果的な情報発信を推進等、利用者利便の向上に努める。

2 羽田空港第2ターミナルにタクシー配車システムの導入

羽田空港の第1・第2ターミナル各タクシー乗り場への配車については、ショットガンシステムを導入して配車を行っているが、10分程を要する第2ターミナル側への配車をサポートする取組みとして、車両ナンバー読み取りシステム等を導入し、業務の効率化、利用者利便の確保に努める。

3 東京駅丸の内南口前優良タクシー乗り場への可視化システムの導入

東京駅丸の内南口前優良タクシー乗り場については、令和5年度から可視化運用している東京駅八重洲口前優良タクシー乗り場と連携し、定点カメラの運用を行い、タクシー利用者やタクシー運転者へ情報提供する。今後においても他の主要なタクシー乗り場に設置を検討する。

4 タクシー乗り場の設置運用

(1) 広告付タクシーシェルターの設置

東宝日比谷プロムナードビル前タクシー乗り場の設置を進め、他の主要なタクシー乗り場も設置に向けて検討し、利用者利便の向上と設置・維持管理に係る費用の削減を図る。広告板については、積極的にデジタルサイネージ式添加広告板を導入し、広告付タクシーシェルターの有効活用及び拡大を図る。

(2) タクシー乗り場の新設

関係機関や自治体及び都民等タクシー乗り場新設の要望があったところは現地調査を行い、適切な場所については乗り場設置に係わる関係各所と協議し設置ができるよう利用者利便の確保を図る。

(3) タクシー乗り場標識の建替え

老朽化しているタクシー乗り場標識については、安全性を担保するために建替えを行い適切な維持管理に努める。

5 タクシー乗り場の保守管理等

タクシー乗り場等の保守管理については、点検を計画的に実施し、老朽化や突発的な損壊等があった場合、安全性を担保するため補修等を行い維持管理に努める。

五 総務業務

公益財団法人として法令及び定款に基づき評議員会及び理事会を開催し、タクシー法の規定する登録諮問委員会及び適正化事業諮問委員会の答申を踏まえ、事業計画に沿って適正な予算管理の下で効率的に業務を執行する。

また、労務・人事管理、保有データの管理等センター組織の管理業務のほか、センタービルの保守管理、各種表彰業務、職員の福利厚生等、適切に業務を推進する。

オフィス環境を整え作業効率の向上を図ることを目的にオフィスデスクを代替するほか、研修生が快適に研修を受講できるよう教室のエアコンについても代替する。

1 オフィス環境の向上等

オフィス環境を整え作業効率の向上を図ることを目的に、耐用年数の大幅な経過や破損箇所が見られるオフィスデスクについて順次代替する。また、研修生が快適に研修を受講できる受講環境を整えるため教室に設置している業務用エアコンについては、設置後10年以上が経過し故障が考えられることから代替し、その他の業務用エアコンについても、年度ごとに代替する。エアコンの室外機については、エアコンの運転を自動的に制御することができるデマンド空調システムを搭載し、使用電力量を抑えることでCO2排出量や電気料金の削減を図る。

2 職員採用

職員採用については、組織の安定的な運営と指導員による3交代勤務、24時間体制での街頭指導を維持するため指導員5名の採用を目指し、昨年度に引き続き新卒学生及び中途採用者の求人活動を行い指導員の人員確保に努めるほか、内勤職員においても採用を進め確実な人材確保に努める。

3 会議

次のとおり会議を開催する。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 評議員会 | |
| ① 定時評議員会 | 1回 |
| ② 臨時評議員会 | 1回以上（その他必要に応じて随時開催） |
| (2) 理事会 | 4回以上（その他必要に応じて随時開催） |
| (3) 登録諮問委員会 | 2回 |
| (4) 適正化事業諮問委員会 | 2回 |
| (5) 街頭指導会議 | 3回 |
| (6) 街頭指導会議小委員会 | （必要に応じて随時開催） |
| (7) 審査会（表彰選考・違法行為） | 2回以上（必要に応じて随時開催） |
| (8) タクシー評価委員会 | 1回以上（その他必要に応じて随時開催） |
| (9) タクシー評価委員会小委員会 | （必要に応じて随時開催） |
| (10) タクシー乗り場管理運営委員会 | （必要に応じて随時開催） |

4 表彰

表彰関係取扱規程に基づき、次のとおり各表彰を実施する。

- (1) 優良運転者表彰
- (2) 優良法人事業者表彰
- (3) 個人タクシー優良事業者団体表彰

5 優良運転者章の交付

優良運転者表彰受賞者に対して積極的に優良運転者章の交付を推奨し、利用者利便の向上に努める。

6 防災対策

大規模自然災害等に備えた事業継続計画については、職員への教育を継続的に行い、併せて防災訓練を実施し、有事の際に確実に実行できる体制確保に努める。また、台風・地震等の災害による長時間の停電により照明機器、パソコンやサーバー等の情報機器、ネットワークの通信機器等が使用できなくなるため、電力供給源の対策としてバッテリーに予め電気を蓄えてから使用する可搬型のポータブル電源等や防災備蓄品の点検・補充等を行う。

7 電算管理

変動する制度の改正や業務の変更に迅速に対応し、適宜、データの管理に留意しながら業務処理システムの改修を行うとともに、多様化する情報ニーズに対応できるようデータの集計・分析プログラムを改善する。また、オフィスコンピューターに蓄積された表彰関係等の各種データを必要な部署へ提供し、統計資料等への有効活用を推進する。

8 職員の資質向上等

職員の資質向上を目的として職員研修会を実施するほか、電算処理、ホームページ管理等の専門的な業務に携わる職員については、各種外部研修を受講させ、組織としてのパフォーマンスの向上を図る。

9 職員の福利厚生

生活習慣病をはじめ、さまざまな病気の早期発見・早期治療、予防を目的として定期健康診断の実施や人間ドッグ受診費用の一部補助、心の健康を確保することを目的としたストレスチェックの実施や外部機関によるカウンセリング相談室を用意し、職員の健康管理に努める。

六 企画広報業務

タクシーサービスに関する利用者意識を把握し、社会情勢、利用者ニーズ等あらゆる情報を収集し、今後のタクシーサービスの改善につなげる企画立案を行う。

また、広報業務についてはホームページ、プレスリリース等を活用してタクシー利用者、事業者、運転者に向けて適時的確な情報発信に努める。

1 企画業務

(1) タクシー評価委員会の運営

法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価結果を公表し、よりタクシーサービスの提供を推進するとともに、適宜評価項目の見直しを行い、利用者利便の向上とタクシー事業の健全な発展を推進する。

また、改正されたタクシー評価制度の内容については、事業者への周知を徹底し、適正な運用に努める。

(2) 英語おもてなしコンテストの開催

センターが実施している「外国人旅客接客研修（英語）」の成果の発表の場として、毎年コンテストを開催している。審査に当たっては、発音、イントネーション等の英会話力だけでなく、タクシー運転者として基本動作、おもてなし力を評価、競うもので、年々出場者のレベルがアップしている。

今後、更に訪日外国人旅行客の需要が高まることから、コンテストという形式でより高度なタクシービジネス英会話を実践できるよう学びの機会を提供する。

(3) タクシー評価制度周知キャンペーンの実施

タクシーが、安心安全な交通機関であることをアピールするために、タクシー評価制度を利用者に周知するポスターやノベルティを作成し、広告付タクシーシェルターを活用したキャンペーンを展開する。

2 広報業務

(1) ホームページによる広報

ホームページを有効に活用し、ユーザビリティ（使いやすさ）の高い有益なサイトの運用に努める。

① タクシー利用者向け情報発信

- ア タクシー乗り場案内
- イ 忘れ物のお問い合わせ先
- ウ 各種お問い合わせについて（苦情・要望のお問い合わせについて）
- エ タクシー評価制度
- オ 銀座乗車禁止地区について
- カ ECDドライバー一覧
- キ その他

②タクシー事業者・管理者、タクシー運転者向け情報発信

- ア 登録手続きについて
- イ 研修・検定（各研修・検定案内、スケジュール、オンライン申込窓口）
- ウ 羽田空港・東京駅八重洲口待機状況
- エ 申請書ダウンロード
- オ センター指導協力員
- カ 自主規制一覧表
- キ 銀座ショットガンシステムについて
- ク タクシー乗り場等適正運営推進制度規制地区
- ケ タクシー乗り場案内
- コ 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験
- サ 法人タクシー事業者の安全・サービス等評価制度
- シ 表彰について
- ス 情報提供
- セ 管理者情報
- ソ その他

(2) プレスリリースによる広報

マスメディアに向けて積極的に情報発信し、利用者利便の向上を目的としたタクシーセンターの業務・取り組みについて広報に努めるとともに、記者懇談会を開催し積極的に意見交換を行う。

(3) 情報発信

タクシー業界の環境が変化しつつある中、センターの業務・取り組み等について理事・監事・評議員、関係団体、行政等へ向け迅速かつ正確な情報発信、情報共有に努める。

- ア ニュースリリース
- イ ニュースリリース以外のセンターの取り組み
- ウ センターが取り上げられた一般紙、業界専門紙等の紹介
- エ その他

(4) タクシー利用者モニター調査

タクシー利用者モニターとして200人を委嘱し、Web又はハガキでタクシー利用に関する声を伺うとともに、年1回モニター懇談会を開催し意見交換を行う。

また、モニター調査結果及びモニター懇談会での意見については、タクシー評価制度等に反映させるとともに、タクシー利用者の意識を把握する資料として関係する事業者へ情報提供する等、タクシーサービスの改善と利用者利便の向上を図る。

なお、改修したモニター調査書入力フォーム及び管理画面を有効に活用し、業務の効率化を図る。

(5) 外国向け広報

海外からのアクセスが多い東京国際空港ターミナル株式会社（T I A T）のホームページを介して「外国人旅客接遇英語検定」合格者を紹介する等、積極的な広報活動に努める。

令和7年度 負担金の額及び徴収方法

公益財団法人 東京タクシーセンター

1 負担金の額

(1) 法人タクシー事業者

- ① 一般車両(UD(ユニバーサルデザイン)タクシー車両を含む)…………… 1両1か年 35,500円
 - ② EV(電気自動車)・FCV(燃料電池自動車) タクシー車両…………… 1両1か年 18,000円
- ※ EV・FCVタクシーの負担金額については、軽減措置を1か年延長します。

(2) 個人タクシー事業者……………1両1か年 15,000円

負担金の消費税は、課税対象外となっています(不課税扱い)。

2 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

①法人タクシー事業者

令和7年3月末日現在のタクシー登録車両数をもって、令和7年度1か年分の負担金の額を算出し、期首において請求します。

②個人タクシー事業者

令和7年度1か年分の負担金の額を期首において請求します。ただし、個人タクシー事業者団体においては、令和7年3月末日現在の在籍者数をもって、1か年分の負担金の額を算出し、期首において請求します。

(2) 負担金の納付方法

令和7年度の負担金の納付方法は一括納付または分割納付とし、一括納付の場合は令和7年4月月末までに1か年分の負担金を、分割納付の場合は1か年分の負担金を10等分し、令和7年4月から令和8年1月までの各月末日までに銀行振込等により納付していただきます。

なお、令和7年4月末日までに各月末日を支払期日とする手形により、1か年分を納付することができます。また、令和7年度より「でんさいネット」による決済も取り扱うこととします。令和7年4月末日までに各月末日を支払期限とする電子債権を振り出すことで、1か年分を納付することができます。

(3) 納付期限

負担金の分割納付は、令和7年4月から令和8年1月までの各月末日を納付期限とします。なお、法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者団体において、登録車両数(個人タクシー事業者団体は在籍者数)の増加により負担金の額に不足が生じた場合には、令和8年3月末日までを納付期限とします。

(4) 延滞金

納付期限までに納付のない場合には、タクシー業務適正化特別措置法(以下法という)第37条第4項及び法施行規則第24条の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。

(5) 負担金の清算

令和8年3月において、令和7年度期首の請求に基づき一括納付または分割納付された負担金の額と各月の実際の登録車両数(個人タクシー事業者団体は在籍者数)により算出した負担金の額とに差異が生じた場合には、過不足を計算し清算します。この場合には、当該月分の登録車両数は前月末日現在の登録車両数(個人タクシー事業者団体は在籍者数)とします。

負担金の清算において、不足金が生じた場合の納付期限及び過納金が生じた場合の返金期限は、令和8年3月末日までとします。

(6) 期中における新規法人タクシー事業者の負担金の扱い

令和7年度期中に登録する車両数をもって、負担金の額を算出し、請求します。

負担金の納付方法、納付期限、延滞金、清算については、(2)、(3)、(4)、(5)を準用します。

(7) 期中における廃業事業者の負担金の扱い

期中に廃業する事業者の負担金については、廃業時に清算し、不足金が生じた場合には請求します。納付期限については請求書の期日とします。なお、負担金が誤って多く納付された場合には、還付します。

[2] 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務

試験事務については、タクシー法の規定に基づき、東京指定地域において新たにタクシー運転者になろうとする者に対する「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」を公正かつ適正に行うとともに、英文での試験を希望する受験者に対し適正に実施する。

1 試験

「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」

法令、安全、接遇の各分野から各 15 問、○×問題（40 問）及び語群選択問題（5 問）による全 45 問の出題において、正答率 80%以上で合格とする。

また、外国人受験者のため、行政機関と連携して英文での試験問題を作成し希望者に対し適正に実施する。

2 試験受験者計画人数

令和 7 年度の「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」の受験者計画人数については、新規講習受講者の計画人数 10,000 人に再試験及び一般受験者の見込み人数 500 人を加えた 10,500 人と策定した。

[3] タクシー運転者の登録事務

登録事務については、タクシー法の規定に基づき、登録実施機関として関東運輸局長の登録（登録の更新年月日：令和5年11月28日・登録番号：東京-1号・有効期間5年）を受けて実施している登録事務等について、国土交通省所管の登録ネットワークシステムの運用により増加傾向にある新規登録に対応しながら、適正な登録事務に努める。また、登録手数料の収受については、来所者の利便向上と登録事務の効率化を図るためキャッシュレス決済が可能なセミセルフレジを導入するとともに、運転免許証とマイナンバーカードの一体化についても的確に対応する。

令和7年度の登録事務等の計画件数は、これまでの実績を踏まえ策定。

1 登録手数料収受のキャッシュレス決済導入

登録手数料においては、券売機による現金のみの収受となっているが、経済産業省によるキャッシュレス決済推進の取組みに伴い現金以外の決済を希望する来所者も増加傾向にあることから、キャッシュレス決済も可能なセミセルフレジを導入し来所者の利便向上と登録事務の効率化を図る。

2 登録事務等

(1) タクシー運転者の資格審査及び登録

第19条第1項第1号関係 [第4条から第12条まで(第9条を除く。)に規定する事務]

- ① 登録原簿への登録
- ② 登録の変更事項の登録
- ③ 登録の消除
- ④ 原簿の謄本の交付、閲覧

(2) 登録タクシー運転者証の交付

第19条第1項第2号関係 [第14条から第17条までに規定する事務]

- ① 運転者証の交付
- ② 運転者証の訂正
- ③ 運転者証の返納
- ④ 運転者証の再交付

(3) 登録運転者業務経歴証明書の交付

第19条第1項第3号関係 [第18条の3に規定する事務]

- ① 登録運転者業務経歴証明書の交付

(4) 個人タクシー事業者乗務証の交付

第19条第1項第4号関係 [第46条第2項に規定する事務]

- ① 事業者乗務証の交付
- ② 事業者乗務証の訂正
- ③ 事業者乗務証の返納
- ④ 事業者乗務証の再交付

3 登録諮問委員会

登録諮問委員会については、タクシー法第24条の規定に基づき登録事務の実施について必要な事項を諮問し、答申を受けて適切に実施する。

令和7年度においては、2回開催する計画とする。

4 令和7年度登録事務等計画件数（これまでの実績を踏まえ策定）

（1）登録申請等

（単位＝件）

年度 \ 項目	登録申請	謄本交付及び原簿 の閲覧	業務経歴証明書交付
令和2年度実績	3,585	1,466	1,569
令和3年度実績	3,396	1,470	1,625
令和4年度実績	4,418	1,538	1,691
令和5年度実績	7,554	1,393	1,684
令和6年度見込	9,564	1,680	1,655
令和7年度計画	10,200	1,740	1,640

（2）登録タクシー運転者証交付等

（単位＝件）

年度 \ 項目	運転者証交付	運転者証訂正	運転者証再交付
令和2年度実績	7,171	14,337	60
令和3年度実績	6,851	13,331	67
令和4年度実績	8,199	12,746	60
令和5年度実績	11,412	13,107	※ 20,639
令和6年度見込	12,497	12,240	355
令和7年度計画	12,800	13,430	240

※再交付は令和5年度より運転者証様式変更を含む

（3）個人タクシー事業者乗務証交付等

（単位＝件）

年度 \ 項目	事業者乗務証交付	事業者乗務証訂正	事業者乗務証再交付
令和元年度実績	318	3,146	17
令和2年度実績	292	2,813	18
令和3年度実績	263	2,547	10
令和4年度実績	234	2,437	16
令和5年度実績	229	2,288	※ 530
令和6年度見込	252	2,183	122
令和7年度計画	260	2,270	110

※再交付は令和5年度より事業者乗務証様式変更を含む

Ⅱ 収益事業（事業番号 収1）

[1] 施設賃貸事業

施設賃貸事業については、収益事業として、次の賃貸事業を行う。

1 写真撮影室の賃貸

登録申請及び運転者証交付申請等に際しては、タクシー法の規定により顔写真を添付すべきものとなっていることから、申請者への便宜を図るために写真撮影のためのスペースを業者に賃貸する。

2 携帯電話基地局アンテナ施設の賃貸

携帯電話中継基地局スペースを業者に賃貸する。

3 自動販売機設置スペースの賃貸

センタービル館内の飲料用自動販売機設置スペースを業者に賃貸する。

業務処理体制

各業務処理体制は、次のとおりとする。

区 分	配置人員(人)		備 考
	6年度	7年度	
【適正化事業】			
常 勤 役 員	3	3	
参 与	1	1	
指 導 業 務 指導業務グループ			
業 務 関 係	5	5	
指 導 関 係	7	7	
指 導 員	47	48	
施 設 関 係	4	4	
苦 情 調 査 室	12	12	
研 修 業 務 教 務 第 一 課	9	9	
総 務 業 務			
総 務 課	14	12	
経 理 課	5	5	
企 画 広 報 課	4	4	
小 計	111	110	
【試験事務】			
教 務 第 二 課	3	4	
【登録事務】			
登 録 課	8	8	(アルバイト職員2人)
合 計	122	122	

令和7年度 収支予算総合表
(正味財産増減計算ベース)

(単位：千円)

(公財) 東京タクシーセンター

項目別	公 益 目 的 事 業 Ⅰ				法人会計	総合計
	適 正 化 事 業	輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務	登録事務	合 計		
当期経常収益計	1,154,098	35,700	64,843	1,254,641	12,863	1,269,386
事業収入	1,154,098	35,700	64,843	1,254,641	12,863	1,269,386
基本財産運用収入	19	0	1			
特定資産運用収入					12,550	
負担金収入	1,065,295					
手数料収入	39,262	35,700	64,635			
分担金収入	29,300					
教材等頒布収入	19,048					
不動産賃貸料収入		0				
雑収入	1,174		207		313	
当期経常費用計	1,237,927	40,677	71,377	1,349,981	11,537	1,362,669
事業費	1,237,927	40,677	71,377	1,349,981		1,351,132
指導業務費	538,370					
研修業務費	138,431					
苦情及び調査業務費	95,495					
乗り場施設業務費	80,007					
企画広報業務費	38,436					
総務業務費	347,188					
試験業務費						
登録業務費			71,377			
収益事業費					1,151	1,151
管理費		40,677				
法人会計					11,537	11,537
当期経常増減額	▲ 83,829	▲ 4,977	▲ 6,534	▲ 95,340	731	▲ 93,283
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期正味財産増減額	▲ 83,829	▲ 4,977	▲ 6,534	▲ 95,340	731	▲ 93,283
他会計振替額	346	4	11	361	▲ 361	0
正味財産期首高	1,720,633	63,041	24,920	1,808,594	34,852	1,911,355
正味財産期末高	1,637,150	58,068	18,397	1,713,615	36,178	1,818,072

I 公益目的事業

タクシー業務適正化事業、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験事務及びタクシー運転者の登録事務

1 資金調達及び設備投資の見込みについて

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(1) 資金調達の見込みについて

期中に借入れの予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

公益目的事業において、羽田空港第5タクシー乗り場デジタルサイネージ標識のタッチパネル化工事700万円、羽田空港第2ターミナルタクシー配車システム1200万円、東京駅丸の内南口前タクシー乗り場可視化カメラ設置工事580万円を実施する予定です。

II 収益事業

1 資金調達及び設備投資の見込みについて

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(1) 資金調達の見込みについて

期中に借入れの予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

期中に重要な設備投資（除却または売却を含む）の予定はありません。

III 法人会計

1 資金調達及び設備投資の見込みについて

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(1) 資金調達の見込みについて

期中に借入れの予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

期中に重要な設備投資（除却または売却を含む）の予定はありません。